

不当な差別に関する相談事例③ 〔交通〕
電動車いすが載せられないとして、タクシーに乗車拒否された。
相談者
身体障害（肢体不自由）のある当事者 A さん
相談の内容
<ul style="list-style-type: none"> • A さんは簡易電動車いす（重量は約 20kg 程度）を使用している。 • 市内路上にて、タクシー会社 B の車いすのまま乗車可能なユニバーサルデザインタクシー（UD タクシー）に、車いすで乗車したいと申し出た。しかし「車いすは乗せられない」と乗車拒否された。 • ドライバーに「車いすの乗車に関しての研修を受けていないからか？」と聞いたところ、「研修を受けていても、やったことがないので無理。」と言われ、乗車拒否の姿勢は変わらなかった。 • UD タクシーのドライバーは、車いす乗車に関する研修が義務化されたとニュースになっていたが、研修をしても乗せられないのでは研修をした意味がない。
相談者の主訴
<ul style="list-style-type: none"> • タクシー会社 B は社員教育を徹底し、乗車拒否をすることがないように、改善をしてほしい。
センターの対応と結果
<ol style="list-style-type: none"> 1 タクシー会社 B に対し、相談者の主訴を伝えるとともに、合理的配慮の提供の努力義務について説明し、改善依頼をした。 2 タクシー会社 B からは、以下のような回答があった。 <ul style="list-style-type: none"> • 研修の義務化は国から通達が来ており、以前から取り組んでいる。しかし、なかなかスロープを出す機会が少なく、研修が生かせていない実情がある。 • 当該ドライバーは、車いすの研修を受けていたが、自信がなかったので乗車を断ってしまった。しかし、断ったことを気にかけており、その後スロープの出し入れの練習をし、今ではできるようになった。 • スロープの対応ができないドライバーは、UD タクシーに乗車しないように周知した。 3 タクシー会社 B からの回答を A さんに報告し、対応を終結とした。
センターからひとこと
<ul style="list-style-type: none"> • タクシーに関するご相談は他にもあり、「電動車いす一律お断り」としていたが、「原則断らず、乗降時の路面環境の事情などにより対応が困難な場合は丁寧に説明し了解を得る」というルールに変更したタクシー会社もあります。 • 障害があっても、障害のない方と同じように社会参加ができるよう、合理的配慮の提供や環境の整備が推進される必要があります。 • より多くの方が障害や障害特性を理解し、ちょっとした配慮をすることも、社会的障壁を取り除くための大切な要素です。